

別記様式第13号 議事録

令和元年9月19日公表

令和元年度 第1回名古屋支社等入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	令和元年7月26日(金) 名古屋支社8F会議室	
出席委員 (敬称略。委員については、50音順。)	委員長:柴田 達男(前公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会理事長) 委員 : 杉岡 治(弁護士) 中村 光(名古屋大学 教授) 中村 正典(弁護士) 八嶋 厚(岐阜大学 教授) 横田 直和(関西大学 教授)	
審議対象期間	平成30年12月1日～平成31年3月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
工事(一般競争入札)	1件	
工事(指名競争入札)	1件	
工事(特命契約)	1件	
調査等(指名競争入札)	1件	
物品・役務(一般競争入札)	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	(別紙のとおり)	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	審議案件について、特に問題なし。ただし、次の点について検討すること。 (検討事項) 災害応急復旧作業について、適用範囲や見積もり金額の合理性を検証するルールの明確化に努めること。	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 入札及び契約手続の運用状況等の報告（委員会規則第2条第1号）	
意見・質問	回答
① 落札率が100%を超えている案件があるがどのような案件か。	① 見積協議方式を適用した工事となります。
② 工事において指名競争入札を実施した案件はどのような案件か。	② 工事発注は、一般競争入札を原則としていますが、一般競争入札において、誰も応募者がなかった案件については、指名競争入札に切り替えて実施しています。なお7月以降は新たに公募併用型指名競争入札を導入することとしています。
③ 公募併用型指名競争入札ではどのような基準で指名を実施するのか。	③ 過去の施工実績、技術者の状況、地域要件などの基準に基づき、概ね10者を指名先として選定することとしています。

2. 入札執行状況等に関する統計のとりまとめ及び分析結果の報告、入札及び契約に係る談合等不正行為等の疑義事案の報告（委員会規則第2条第3号）	
意見・質問	回答
① 契約制限価格の設定が適切でなかったとする契約手続の瑕疵案件に対してどのような再発防止策を考えているのか。	① 契約手続に携わる社員に対しては、研修の機会などに入札契約手続の教育を徹底していくとともに、チェック体制の構築を図っていきたいと考えています。

3. 抽出案件の審議	
(1) 工事（一般競争入札方式）	
工事名：名神高速道路（特定更新等）長良川橋床版取替工事	
① 技術評価点に差が付いているが、その要因は何か。	① 技術評価点は、「技術提案の内容に目的、実施する内容又は施工箇所が具体的に記載されていない場合」に減点対象となります。評価点が低かった者は、技術提案の内容に目的の記載がなかったために減点となっており、これが技術評価点に差がついた主な要因です。
(2) 工事（指名競争入札方式）	
工事名：飯田保全・サービスセンター社屋耐震補強工事	
① NEXCOの発注情報は、地方の建設会社などにあまり見てもらえていないと思うのだが、実態についてヒアリングなどを実施しているのか。	① 各県の建設業協会などの関係者と意見交換を実施しています。その中で、「NEXCOの工事は大型過ぎて手に負えないと思っているので、発注情報を見ていない」との声もありました。実際の

<p>② 特に建築工事の発注情報が認識されていないのではないか。</p> <p>③ 本件は入札価格が低く、更に一般管理費の比率も低いのに、契約内容に適合した履行が可能と判断したのはなぜか。</p>	<p>発注情報を見ていただければ、比較的小規模な工事があることに気づいていただけたと思います。</p> <p>② Aランクの工事では年5件程度をコンスタントに発注しており、一定数の入札参加者がいます。Bランクの工事では年2～3件の発注に留まり、発注のない年もあるため、発注情報を見てもらいにくい実態があります。このような案件では指名競争入札の実施が不調対策として効果が高いと実感しています。</p> <p>③ 直接工事費は日頃から付き合いのある下請け先との取引によって低減され、一般管理費も大きく下げたものではないとする入札者の主張について正しいものと判断しました。</p>
--	---

(3) 工事 (特命契約方式)

工事名：東海北陸自動車道 六厩地区災害応急復旧作業

<p>① 通行止めをしてから変状が起こったのか。</p> <p>② 変状の原因は何か。どのような補強を行ったのか。</p> <p>③ 契約手続の経緯には、災害応急復旧作業の定義として「災害によって道路の維持管理に緊急の措置を必要とし・・・」との記載があり、保全部門の事業に適用されるように見える。供用中道路に隣接しているとはいえ4車線化事業(建設部門の事業)にも災害応急復旧作業は適用されるのか。</p> <p>④ 平成30年12月28日付で提出のあった見積金額で契約金額を決定したとあるが、受注者が提示したそのままの金額で決定されたのか。</p>	<p>① 降雨時の通行止め基準に従って通行止めを行い、通行止めをしている間に変状が確認されたものです。</p> <p>② 地山の表面に風化で亀裂が発生し、その亀裂に豪雨が流入したことで地下水位が上昇したことによりトップリングが発生したことが変状の原因です。応急復旧として、押さえ盛土と水抜きボーリングを実施しました。</p> <p>③ 本件の4車線化事業においては、工事中区間に隣接して供用中の道路が通っており、当該道路を守るための維持管理と理解して災害応急復旧作業を適用しました。仮に供用中の道路に隣接していない、全くの工事中の区間であれば別の方法で対応することになりました。</p> <p>④ 受注者から提示された見積金額の妥当性については、事前に受注者と協議を行い確認しています。</p>
--	---

<p>⑤ 協議資料も委員会に提出してもらいたい。</p> <p>⑥ 大規模災害における速やかな復旧工事に対応する入札ルールは必要であると考えるが、ルール作りは行われているか。</p>	<p>⑤ わかりました。今後は資料を用意します。</p> <p>⑥ これまで災害応急復旧作業について定めたものはあったのですが、今般、防災型発注方式という新たな方式を導入しました。6月に改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律では、災害時に即時に対応できる入札の仕組みの構築が明記されており、これに沿ったものとなっています。</p>
<p>(4) 調査等 (指名競争入札方式)</p>	
<p>件名：新名神高速道路 鈴鹿亀山地区家屋事後調査</p>	
<p>① 事前調査と事後調査を分けて契約したのはなぜか。</p> <p>② 事前調査も事後調査も同じ会社が行うのが望ましいのではないか。</p> <p>③ 事前調査の契約が複数になっているのはなぜか。</p>	<p>① 事前調査は工事の着手前に実施し、事後調査は工事後に行いますが、事前調査と事後調査との間は5～6年開いていますので、事後調査を改めて契約しています。</p> <p>② 事後調査の内容は、対象家屋にお邪魔して家屋の写真撮影やひび割れの検測など家屋の状況を確認し記録するもので特殊な調査ではありませんので、補償業務管理士(事業損失部門)の資格を持っている会社であれば、事前調査を実施していない会社でも実施できるものと考えています。</p> <p>③ 事前調査は合計で6件発注しています。事前調査は地元の皆さまにお願いし、協議の整った地区から実施していますので、結果として6件で行いました。</p>
<p>(5) 物品・役務 (一般競争入札方式)</p>	
<p>件名：自動体外式除細動器 (AED) 賃貸借契約</p>	
<p>① 契約制限価格と落札価格の差が大きいが、契約制限価格をどのように決定したのか。</p> <p>② 入札参加者の間でも、入札価格に大きな差があるが、AED機器に違いはあるのか。</p>	<p>① AEDの過去の賃貸借契約の実績価格に基づき、契約制限価格を決めたものです。</p> <p>② 受注者が納品したAED機器は確認していますが、他の入札参加者がどの機種を想定して入札されたかは確認していません。いずれにしても当社が指定する仕様を満たしたAED機器を納品していただくこととなります。</p>